

Form PTO-1595 (Rev. 06/04)
OMB No. 0651-0027 (exp. 8/30/2005)

05-05-2005

U.S. Department of COMMERCE
United States Patent and Trademark Office

9.304



To the Director of the U.S. Patents and

102897577

ments or the new address(es) below.

1. Name of conveying party(ies)/Execution Date(s):
Bio-oriented Technology Research Advancement Institution,

Execution Date(s) October 1, 2003

Additional name of conveying party(ies) attached? ☐ Yes ☒ No

3. Nature of conveyance:

- ☐ Assignment ☐ Merger
☐ Security Agreement ☒ Change of Name
☐ Government Interest Assignment
☐ Executive Order 9424, Confirmatory License
☐ Other _____

2. Name and address of receiving party(ies)

Name: Incorporated Administrative Agency, National

Agriculture and Bio-oriented Research Organization

Internal Address: _____

Street Address: 1-1 Kannondai 3-Chome, Tsukuba-shi

City: Ibaraki

State: _____

Country: Japan

Zip: _____

Additional Name(s) & address(es) attached? ☐ Yes ☒ No

4. Application number(s) or patent number(s):

A. Patent Application No.(s)

10/302,382

10/391,414

☐ This document is being filed together with a new application.

B. Patent No.(s)

Additional numbers attached? ☐ Yes ☒ No

5. Name and address of party to whom correspondence concerning this document should be mailed:

Name: Morey B. Wildes

Internal Address: Davidson, Davidson & Kappel, LLC

Street Address: 485 Seventh Avenue

14th Floor

City: New York

State: NY Zip: 10018

Phone Number: (212) 736-1940

Fax Number: (212) 736-2427

Email Address: ddk@ddkpatent.com

6. Total number of applications and patents involved 2

7. Total fee (37 CFR 1.21(h) & 3.41) \$ _____

- ☐ Authorized to be charged by credit card
☐ Authorized to be charged to deposit account
☐ Enclosed *Re-recording of documents held not-recordable*
☒ None required (government interest not affecting title)

8. Payment Information

a. Credit Card Last 4 Numbers _____

Expiration Date _____

b. Deposit Account Number 50-0552

Authorized User Name _____

9. Signature :

Morey B. Wildes
Signature

Morey B. Wildes

August 31, 2004

Date

Total number of pages including cover sheet, attachments, and documents

23

Name of Person Signing

Documents to be recorded (including cover sheet) should be faxed to (703) 306-5995, or mailed to:
Mail Stop Assignment Recordation Services, Director of the USPTO, P.O. Box 1450, Alexandria, V.A. 22313-1450



(号外)
財務省印刷局発行

目次

〔法 律〕

○郵便法の一部を改正する法律

(一一一)

○知的財産基本法 (一一二)

○独立行政法人国民生活センター法

(一一三)

○電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律 (一一四)

○独立行政法人日本万国博覧会記念機構法 (一一五)

○独立行政法人農畜産業振興機構法

(一一六)

○独立行政法人農業者年金基金法

(一一七)

○独立行政法人農林漁業信用基金法

(一一八)

○独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律 (一一九)

○独立行政法人緑資源機構法 (一二〇)

○独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律 (一二一)

(政 令)

○社債等登録法施行令の一部を改正する政令 (一二五)

(政 令)

○社債等登録法施行令の一部を改正する政令 (一二五)

○介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令 (三三九)
○健康増進法の施行期日を定める政令 (三六〇)
○健康増進法施行令 (三六一)

〔省 令〕

○郵便規則の一部を改正する省令 (総務一二六)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係裁判所

公示催告、除権判決、破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人肥前県検査所平成十三事業年度財務諸表関係

地方公共団体

法人の所在不明理事への申出の催告、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

○郵便法の一部を改正する法律(法律第一二二号)

(総務省)

1 国の損害賠償責任の範囲の拡大等

〔一〕郵政事業庁長官は、郵便の業務に従事する者の故意又は重大な過失により、引受け及び配達記録をする郵便物(以下「記録郵便物」という)に係る郵便の役務をその本旨に従って提供せず、又は提供することができなかったときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずることとした。(第六八条第三項関係)

〔二〕記録郵便物に係る郵便の役務のうち特別送達取扱いその他総務省令で定めるものに関する(一)の適用については、(一)中「重大な過失」とあるのは、「過失」とすることとした。(第六八条第四項関係)

〔三〕(一)及び(二)のほか、現行の損害賠償の請求権者の制限に関する規定は、(一)及び(二)の損害賠償の請求には適用されないこととする等の規定の整備を行うこととした。

2 この法律は、公布の日から起算して六月を超す期間の経過措置を設けることとした。

3 所定の経過措置を設けることとした。

4 知的財産基本法(法律第一二三号)(内閣府)

1 目的

この法律は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念等を定め、国等の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めることとし、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義

〔一〕この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は発見がされた自然の法則又は現象であつて産業上の利用可能性があるものを含む)、商標、商号その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいうこととした。(第二条第一項関係)

〔二〕この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいうこととした。(第二条第二項関係)

3 基本理念

〔一〕国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造

知的財産戦略の推進は、創造力の豊かな人材の育成、その創造力の十分な発揮、知的財産の国内及び国外における迅速かつ適正な保護、並びに知的財産の積極的な活用及びその価値が最大限に発揮されるための環境整備により、広く国民が知的財産の恩恵を享受できる社会を実現することとし、将来にわたる新たな知的財産の創造がなされる基盤を確立し、もつて国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(第三条関係)

〔二〕我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展

知的財産戦略の推進は、創造性のある研究及び開発の成果の円滑な企業化、知的財産を基軸とする新たな事業分野の開拓、並びに経営の革新及び創業の促進により、我が国産業の技術力の強化及び活力の再生、地域における経済の活性化、並びに就業機会の増大をもたらすこととし、我が国産業の国際競争力の強化及び内外の経済的環境の変化に的確に対応した我が国産業の持続的な発展に寄与するものとなることを旨として、行われなければならないこととした。(第四条関係)

平成14年12月4日 水曜日

官報

(号外第259号)

32

2 研究機構は、前項に規定するもののほか、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）に基づき、農業機械化の促進に資するため、農具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。

第三條を第四條とする。

第二條中「独立行政法人農業技術研究機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、同条を第三條とし、第一條の次に次の一條を加える。

（定章）

第二條 この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を得る若しくは利用する事業で次に掲げる業務に属するものに関する技術（基礎技術研究円滑化法（昭和六十一年法律第六十五号）第二條に規定する基礎技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものをいう。

一 農林漁業

二 食料品製造業及びたばこ製造業

三 前二号に掲げるもののほか、その業務に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業務として政令で定めるもの

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

（独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構への移行）

第二條 独立行政法人農業技術研究機構は、この法律の施行の際において、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）となるものとする。

（独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資に関する経過措置）

第三條 この法律の施行前に独立行政法人農業技術研究機構に対してされた出資は、この法律による改正後の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法（以下「新法」という。）第十四條第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

（生物系特定産業技術研究推進機構の解散等）

第四條 生物系特定産業技術研究推進機構（以下「推進機構」という。）は、この法律の施行の際において解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。

2 この法律の施行の際に推進機構が有する資産のうち、研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の際において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、推進機構の解散の日（前日）に終わるものとする。

5 推進機構の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、政府及び政府以外の者から推進機構に対し附則第八條の規定による禁止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）以下「旧推進機構法」という。）第五條第二項第一号に規定する民間研究促進業務（以下この項において「民間研究促進業務」という。）に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額（第二項の規定により国が承継する資産に旧推進機構法第三十一條の規定により取付けられている民間研究促進業務に係る勘定（以下この条において「民間研究促進業務勘定」という。）に属する資産が含まれる場合にあつては、政府の出資金に相当する金額）については、当該金額から第二項の規定により国が承継する資産のうち民間研究促進業務勘定に属する資産の価額及び当該資産の価額を基礎として政令で定めるところにより算定した金額の合計額を控除した額に相当する金額は、それぞれ、その承継に際し政府及び当該政府以外の者から研究機構に新法第十四條第二号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

7 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額（以下「純資産額」という。）のうち旧推進機構法第三十一條の規定により取付けられている旧推進機構法第五條第二項第二号に規定する農業機械化促進業務（第二号において「農業機械化促進業務」という。）に係る勘定（第一号において「農業機械化促進業務勘定」という。）に属する勘定に相当する金額は、その承継に際し政府及び政府以外の者から研究機構に新法第十四條第四号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

この場合において、その承継の際における次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継に際し当該各号に定める者から研究機構に出資されたものとする。

一 純資産額のうち農業機械化促進業務勘定に属する勘定に相当する金額から次号に掲げる金額を控除した額に相当する金額 政府

二 政府以外の者から推進機構に対し農業機械化促進業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されている出資金に相当する金額 当該政府以外の者

9 前二項の場合において、研究機構は、新法第七條第二項に規定する認可を受けることなく、前三項の規定により研究機構に出資されたものとされた額により資本金を増加するものとする。

10 第七項に規定する資産の価額は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

11 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

12 第一項の規定により研究機構が推進機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際に民間研究促進業務勘定において繰越欠損金として整理されている金額（第二項の規定により国が承継する資産に民間研究促進業務勘定に属する資産が含まれる場合にあつては、当該金額から第六項の政令で定めるところにより算定した金額を控除した額に相当する金額）は、新法第十四條の規定により取付けられている同条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならない。

13 推進機構の解散については、旧推進機構法第四十五條第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

14 第一項の規定により推進機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（持分の払戻し）

第五條 前条第六項及び第八項の規定により研究機構に出資したものとされた政府以外の者は、研究機構に対し、施行日から一月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

2 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、新法第八條第一項の規定にかかわらず、当該政府以外の者が有する純資産額に対する持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、当該持分に係る出資額により資本金を減少するものとする。

（推進機構の役員等であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）

第六條 施行日の前日において健康保険組合（推進機構の事業所又は事務所に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十七條第一項に規定する設立事業所とする健康保険組合をいう。以下この項において同じ。）の被保険者であつた者で、施行日に農林水産省共済組合（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三條第一項の規定により農林水産省に属する職員（同法第二條第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）及びその所管する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下同じ。）の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第百二十六條の五第一項の規定の適用に

つては、その者は、施行日前の健康保険組合の被保険者であつた間（推進機構の役員又は職員であつた間に限る）農林水産省共済組合の組合員であつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づき当該保険給付に相当する給付とみなす。

2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができた者であつて、同一の傷病について国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。

第七條 施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法第九十七条第三項に規定する設立事業所とする）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者で推進機構の役員又は職員であつたもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「推進機構の役員員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続く組合員期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の

厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間（推進機構の役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続く組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなす。

2 推進機構の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続く組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続く組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 推進機構の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項第二号の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 推進機構の役員員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなし、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）とする。」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 推進機構の役員員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一

年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 推進機構の役員員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の第三項又は第四項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。（生物系特定産業技術研究推進機構の廃止）
第八條 生物系特定産業技術研究推進機構は、廃止する。

（生物系特定産業技術研究推進機構の廃止に伴う経過措置）
第九條 旧推進機構法（第十九条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法又は新法中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十條 推進機構の役員若しくは職員又は評議員であつた者に係るその職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は濫用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。（罰則の適用に關する経過措置）
第十一條 施行日前にした行為並びに附則第四条第五項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（農業機械化促進法の一部改正）
第十三條 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
目次中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第五條の二第二項第一号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究推進機構（以下「研究機構」という。）」に改め、同項第二号中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。

第六條第三項 第八條の二第二項 第十條の二第二項から第四項まで及び第六項並びに第四章の章名中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改める。
第十六條の見出しを削り、同条第一項中「生物系特定産業技術研究推進機構」を「研究機構」に改め、同項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。
（農業機械化促進法の一部改正に伴う経過措置）
第十四條 前条の規定による改正前の農業機械化促進法の規定によりした処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の農業機械化促進法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。
（独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律の一部改正）
第十五條 独立行政法人等の保有する情報の公開に關する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。
別表第一生物系特定産業技術研究推進機構の項を削る。
（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律の一部改正）
第十六條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に關する法律（平成十四年法律第...号）の一部を次のように改正する。
別表生物系特定産業技術研究推進機構の項を削る。

（農林水産省設置法の一部改正）
第十七條 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第十三條第五号イを次のように改める。
イ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

第十三條第七号を削り、第八号を第七号とする。

総務大臣 片山虎之助
財務大臣 塩川正太郎
農林水産大臣 大島 理森
内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人資源機構法をここに公布する。

御名 御璽
平成十四年十二月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎

(処分、手続等に関する経過措置)
第十一條 旧借入金法(第十八條を除く)、附則第六條から第九條までの規定による改正前の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は旧留定指置法の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法、この法律、附則第六條から第九條までの規定による改正後の農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法、農業災害補償法若しくは漁業災害補償法又は新留定指置法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)
第十二條 附則第一條ただし書に規定する規定の施行前にした行為及び附則第三條第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)
第十四條 次に掲げる法律の規定中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改める。

一 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三十五号)附則第二十九條

二 農業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)第七條第二号

三 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)附則第五條の六第二項

四 農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律(平成十一年法律第六十九号)附則第九條

(農業近代化資金助成法の一部改正)
第十五條 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二二号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「農林漁業信用基金」を「独立行政法人農林漁業信用基金」に改め、同條第二項中「農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)」を「独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百十八号)」に改める。

第十六條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。
第八條中「農林漁業信用基金」を削る。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第十七條 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 農林漁業信用基金の項を削る。
(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第十八條 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

別表 農林漁業信用基金の項を削る。
(農林水産省設置法の一部改正)
第十九條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十五号中「農林漁業信用基金」を削る。
第三十一條中「第三十五号(農林漁業信用基金)の業務の監督(業務及び会計の検査を除く)に係るものに限る。」を削る。

第三十八條中「及び農林漁業信用基金」を削る。
内閣総理大臣 小泉純一郎
財務大臣 片山虎之助
農林水産大臣 塩川正太郎
大蔵大臣 大島 理森

独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律をここに公布する。
平成十四年十二月四日
内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第二百二十九号
独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律

独立行政法人農林技術研究機構法(平成十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律

目次中「第六條」を「第九條」に、「第七條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に改める。

目次中「第六條」を「第九條」に、「第七條」を「第十條」に、「第十條」を「第十一條」に、「第十一條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十三條」に、「第十三條」を「第十四條」に、「第十四條」を「第十五條」に改める。

第一條中「独立行政法人農林技術研究機構」を「独立行政法人農林・生物系特定産業技術研究機構」に改める。

第十四條第二号を削り、同條第一号中「第十條」を「第十三條」に改め、同条を同條第二号とし、同條を第一号として次の一号を加える。
一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき、
第五章第十四條を第二十五條とする。

第十三條を削る。
第十二條第一項中「第十條第一号」を「第十三條第一号」に改め、第四章中間条を第十九條とし、同條の次に次の五條を加える。
(出資者原簿)
第二十條 研究機構は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に係る出資ごとに、各出資者について次の事項を記載しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日
三 出資額
3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(剰余財産の分配)
第二十一條 研究機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお剰余財産があるときは、当該剰余財産の額のうち、第十四條第一号に掲げる業務に係る助定に属する額に相当する額を政府に対し、同條第二号に掲げる業務に係る助定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る助定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る助定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る助定に属する額に相当する額とする。

2 前項の規定により第十四條第二号から第四号までに掲げる業務に係る各出資者に分配することのできる額は、その出資額を限度とする。
3 第一項の規定による分配の結果なお剰余財産があるときは、その財産は、国庫に帰属する。

第二十二條 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。
一 第七條第二項 第十六條第一項又は第十七條第一項の規定による認可をしようとするとき。
二 第十五條第一項(同條第五項において準用する場合を含む)の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、通則法第二十八條第一項の規定による認可(第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
(主務大臣等)
第二十三條 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項(次号に掲げるものを除く)については、農林水産大臣
二 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八條第一項に規定する財務諸式、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二條第三号の政令で定める業務に属する事項を所管する大臣
三 第十四條第一号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣
四 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、農林漁業及び食品製造業(酒類製造業を除く)に係るものに関する事項については、農林水産大臣
五 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項については、財務大臣
六 第十四條第二号又は第三号に掲げる業務であつて、第二條第三号の政令で定める業務に属する事項に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣
七 第十四條第四号に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣
2 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、農林水産省とする。
3 研究機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

- (独立行政法人評価委員会からの意見聴取等)
第二十四条 前条第一項第二号に規定する事項に
関する通則法第二十九条第三項、第三十条第三
項、第三十八条第三項、第四十四条第四項及び
第四十五条第四項の規定の適用については、こ
れらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評
価委員会、財務省の独立行政法人評価委員会及び
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機
構法第二十三条の政令で定める農産物に属する
事業を所管する省の独立行政法人評価委員会」
とする。
- 2 前条第一項第五号に規定する業務に関する通
則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第
三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の通
用については、これらの規定中「評価委員会」
とあるのは、「財務省の独立行政法人評価委員
会」とする。
- 3 前条第一項第六号に規定する業務に関する通
則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第
三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の通
用については、これらの規定中「評価委員会」
とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産
業技術研究機構法第二十三条の政令で定める
農産物に属する事業を所管する省の独立行政法人
評価委員会」とする。
- 4 農林水産省の独立行政法人評価委員会は、次
の場合には、前条第一項第五号に規定する業務
に関しては財務省の独立行政法人評価委員会の
意見を、同項第六号に規定する業務に関しては
第二十三条の政令で定める農産物に属する事業
を所管する省の独立行政法人評価委員会の意見
を聴かなければならない。
- 一 通則法第三十二條第一項又は第三十四條第
一項の規定による評価を行うとき。
- 二 通則法第三十二條第三項後段(通則法第三
十四條第三項において準用する場合を含む。)
の規定による勧告を行うとき。
- 第十一條の見出しを「利益及び損失の処理の特
例等」に改め、同条第一項中「研究機構は」の下
に「前条第一号、第三号及び第四号に掲げる業
務に係るそれぞれの勘定において」を加え、「農林
水産大臣」を「主務大臣」に、「前条」を「第十三
条」に改め、同条第二項中「農林水産大臣」を「主
務大臣」に、「農林水産省」を「財務省(前条第三
号に掲げる業務に係るものについては、農林水産
省、財務省及び第二十三条の政令で定める農産
物に属する事業を所管する省)」に、「聴く」ともに、
財務大臣に協議しなければ、を「聴かなければ」
に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に
改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に
次の二項を加える。
- 4 前条第二号に掲げる業務に係る勘定における
通則法第四十四條第一項ただし書の規定の適用
については、同項ただし書中「第三項の規定に
より同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政
令で定めるところにより計算した額を国庫に納
付する場合又は第三項の規定により同項の使途
に充てる場合」とする。
- 5 第一項から第三項までの規定は、前条第二号
に掲げる業務に係る勘定について準用する。こ
の場合において、第一項中「通則法第四十四條
第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み
替へられた通則法第四十四條第一項」と、第二
項中「主務省(前条第三号に掲げる業務に係る
ものについては、農林水産省、財務省及び第二
十三条の政令で定める農産物に属する事業を所
管する省)」とあるのは、「農林水産省、財務省及
び第二十三条の政令で定める農産物に属する事
業を所管する省」と読み替へるものとする。
- 第三章第十一條を第十五條とし、同条の次に
次の三條を加える。
- (長期借入金)
第十六條 研究機構は、第十三條第一項第四号に
掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大
臣の認可を受けて、長期借入金を行うことがで
きる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしよう
とするときは、あらかじめ、農林水産省、財務
省及び第二十三条の政令で定める農産物に属す
る事業を所管する省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴かなければならない。
- (償還計画)
第十七條 研究機構は、毎事業年度、長期借入金
の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けな
ければならない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしよう
とするときは、あらかじめ、農林水産省、財務
省及び第二十三条の政令で定める農産物に属す
る事業を所管する省の独立行政法人評価委員
会の意見を聴かなければならない。
- (余裕金の運用の特例)
第十八條 研究機構は、第十四條第二号及び第四
号に掲げる業務に係る業務上の余裕金について
は、通則法第四十七條に規定する方法によるほ
か、財政融資資金への預託により運用すること
ができる。
- 第十條中「第三條」を「第四條第一項に改め、
同条第二号中「行うこと」の下に「次項に規定
する業務に該当するもの及び」を加え、同条第四
号中「前三項」を「前各号」に改め、同条を同条
第九号とし、同条第三号の次に次の五号を加える。
- 四 民間において行われる生物系特定産業技術
に関する試験及び研究に必要な資金の出資及
び貸付けを行うこと。
- 五 政府等(政府及び独立行政法人をいう。次
号において同じ。)以外の者に対し、生物系特
定産業技術に関する試験及び研究を国の試験
研究機関又は試験及び研究に関する業務を行
う独立行政法人と共同して行うことについて
あつせんすること。
- 六 生物系特定産業技術に関する試験及び研究
を行う政府等以外の者に対し、政府等から当
該試験及び研究の素材として生物の個体又は
その一部の配布を受けることについてあつせ
んすること。
- 七 生物系特定産業技術に関する情報を収集
し、整理し、及び提供すること。
- 八 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験
及び研究を他に委託して行い、その成果を普
及すること。
- 第十條に次の一項を加える。
- 2 研究機構は、第四條第二項の目的を達成す
るため、農業機械化促進法第十六條第一項に規定
する業務を行う。
- 第十條を第十三條とし、同条の次に次の一條を
加える。
- (区分経理)
第十四條 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経
理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなけ
ればならない。
- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる
業務及びこれらに附帯する業務
- 二 前条第一項第四号から第七号までに掲げる
業務及びこれらに附帯する業務
- 三 前条第一項第八号に掲げる業務及びこれに
附帯する業務
- 四 前条第二項に規定する業務
- 第二章第九條を第十二條とし、第八條を第十
一條とする。
- 第七條第一項中「二人」を「三人」に改め、同
条第二項中「七人」を「八人」に改め、同条を第
十條とする。
- 第六條第二項及び第三項を次のように改める。
- 2 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の
認可を受けて、その資本金を増加することがで
きる。
- 3 政府は、前項の規定により研究機構がその資
本金を増加するときは、予算で定める金額の範
囲内において、研究機構に通知して出資するこ
とができる。この場合において、政府は、第十
四條各号に掲げる業務のそれぞれに必要な資金
に充てるべき金額を示すものとする。
- 第六條に次の一項を加える。
- 4 政府以外の者は、研究機構に出資しようとする
場合は、第十四條第二号から第四号までに掲
げる業務に必要な資金に充てるべきものとして
示して出資しなければならない。この場合にお
いて、当該政府以外の者は、同条第二号から第
四号までに掲げる業務のそれぞれに必要な資金
に充てるべき金額を示すものとする。
- 第一章第六條を第七條とし、同条の次に次の
二條を加える。
- (持分の払戻し等の禁止)
第八條 研究機構は、出資者に対し、その持分を
払い戻すことができない。
- 2 研究機構は、出資者の持分を取得し、又は質
権の目的としてこれを受けることができない。
(持分の譲渡等)
第九條 政府以外の出資者は、その持分を譲り渡
すことができる。
- 2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の
氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載
した後でなければ、これをもって研究機構その
他の第三者に対抗することができない。
- 第五條を第六條とし、第四條を第五條とする。
- 第三條中「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」を
「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」に改め、「等」とあるのは、「同項に改め、(等とす)」の下に「民間
において行われる生物系特定産業技術に関する試
験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行
うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資
する」を加え、同条に次の一項を加える。

Promulgated herein: Law for Partially Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization

Signed: AKIHITO, Seal of the Emperor

This fourth day of the twelfth month of the fourteenth year of Heisei (December 4, 2002)

Countersigned:

Prime Minister

KOIZUMI Junichiro

Law No. 129

Law for Partially Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization

The Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization (1999 Japanese Law No. 192) are partially revised as follows.

The title of the Rules is revised as follows.

The Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural and Bio-oriented Research Organization

In Article 1, "Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization" is changed to "Incorporated Administrative Agency, National Agriculture and Bio-oriented Research Organization."

(Dissolution etc. of Bio-oriented Technology Research Advancement Institution)

Article 4

The Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (hereinafter referred to as the "Advancement Institution") shall be dissolved via the enforcement of the Law, and all the assets and liabilities thereof shall become those of the Research Organization at that time, except for the assets thereof that shall become those of the State according to the subsequent provisions.

DECLARATION

I, Keiichi KOBASHI, of HIRAKI & ASSOCIATES, do solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English.
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct translation into English of the Law for Partially Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization, a copy of which I attach herewith.

This 9th day of April 2004

Keiichi Kobashi

Keiichi KOBASHI

○独立行政法人農業技術研究機構法の

一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する

政令〔抄〕

〔平成十五年八月二十九日〕
〔政令第三百九十号〕

〔総務・法務・財務・文部科学・厚生労働・
農林水産・経済産業・国土交通大臣署名〕

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百九号）附則第四条第十一項及び第十四項並びに第十二条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

第一章 関係政令の整備

（生物系特定産業技術研究推進機構法第二条第三号の業種を定める政令の廃止）

第一条 生物系特定産業技術研究推進機構法第二条第三号の業種を

第十六編 農林 第一章 行政組織・通則

独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令〔抄〕

四三三六六一

定める政令（昭和六十一年政令第二百八十号）は、廃止する。

第二章 経過措置

（評価委員の任命等）

第十八条 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第十項の評価委員は、次に掲げる者につき農林水産大臣が任命する。

- 一 財務省の職員 二人
- 二 農林水産省の職員 一人
- 三 研究機構の役員 一人
- 四 学識経験のある者 二人

2 改正法附則第四条第十項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 改正法附則第四条第十項の規定による評価に関する庶務は、農林水産技術会議の事務局において処理する。

（生物系特定産業技術研究推進機構の解散の登記の嘱託等）

第十九条 改正法附則第四条第一項の規定により生物系特定産業技術研究推進機構（次条において「推進機構」という。）が解散したときは、農林水産大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第十六編 農林 第一章 行政組織・通則

独立行政法人農林技術研究機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（抄）

四三四

第二十條 改正法の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の規定に基づき推進機構がした行為及び推進機構に対してされた行為は、同法第二條第二項に規定する法人文書の開示に関する同法の規定の適用については、研究機構がした行為及び研究機構に対してされた行為とみなす。

附則

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

※〔法規七八三四〕③06

Government Ordinance for Adjustment of the Related Government Ordinance and Transitional Measures to Enforce the Law for Partially Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization (Extracts)

(August 29, 2003, Japanese Government Ordinance No. 390)

(Signed by Ministers of: Public Management, Home Affairs, Posts and Telecommunications; Justice; Finance; Education, Culture, Sports, Science and Technology; Health, Labour and Welfare; Agriculture, Forestry, and Fisheries; Economy, Trade and Industry; and Land, Infrastructure and Transport)

Article 19

When the Bio-oriented Technology Research Advancement Institution (referred to as the "Advancement Institution" in the subsequent article) is dissolved according to the Supplementary Provision 4(1) of the revised Law, the Minister of Agriculture, Forestry and Fisheries shall entrust the registration for the dissolution thereof to the registry office without delay.

2. When a registration officer registers the dissolution based on the entrustment of the preceding clause, he shall close the registration file.

Supplementary Provision

This Government Ordinance comes into effect on October 1, 2003.

D E C L A R A T I O N

I, Keiichi KOBASHI, of HIRAKI & ASSOCIATES, do solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English.
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct translation into English of the Government Ordinance for Adjustment of the Related Government Ordinance and Transitional Measures to Enforce the Law for Partially Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural Research Organization, a copy of which I attach herewith.

This 9th day of April 2004

(C. Kobashi)

Keiichi KOBASHI

閉鎖事項全部証明書

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2
 生物系特定産業技術研究推進機構
 会社法人等番号 0300-05-001224

名 称	生物系特定産業技術研究推進機構	
主たる事務所	埼玉県大宮市日進町一丁目40番地2	
	埼玉県さいたま市日進町一丁目40番地2	平成13年 5月 1日変更
	埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2	平成15年 4月 1日変更
		平成15年 4月17日修正
法人成立の年月日	昭和61年10月1日	
役員に関する事項	東京都港区高輪2-12-63-403 理事長 堤 英 隆	平成12年10月 1日重任
	東京都港区高輪2-12-63-403 理事長 堤 英 隆	平成14年10月 1日重任
		平成14年10月11日登記
	東京都世田谷区上北沢3-25-26 副理事長 太 田 省 三	平成12年10月 1日重任
		平成14年 7月21日辞任
		平成14年 7月23日登記
	東京都杉並区久我山1-12-4 副理事長 小 林 滋	平成14年 7月22日就任
		平成14年 7月23日登記
従たる事務所	1 東京都港区虎ノ門三丁目18番19号	
資本金	金807億3579万948円	
	金809億9879万948円 平成13年12月 5日変更	平成13年12月12日登記

整理番号 エ258006

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1/2

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目40番地2
 生物系特定産業技術研究推進機構
 会社法人等番号 0300-05-001224

	金811億773万8948円 平成13年12月12日変更 平成13年12月26日登記
	金814億173万8948円 平成13年12月20日変更 平成13年12月26日登記
	金826億2773万8948円 平成14年1月15日変更 平成14年1月18日登記
	金828億3273万8948円 平成14年2月13日変更 平成14年2月19日登記
	金830億8008万6948円 平成14年3月13日変更 平成14年3月22日登記
	金832億4108万6948円 平成14年3月19日変更 平成14年4月2日登記
	金837億2308万6948円 平成14年7月29日変更 平成14年8月8日登記
	金839億4108万6948円 平成14年12月19日変更 平成14年12月26日登記
	金840億4308万6948円 平成15年3月19日変更 平成15年4月2日登記
	金843億5108万6948円 平成15年7月17日変更 平成15年8月14日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成13年11月21日移記
	平成15年10月1日独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律 (平成14年法律第129号) 附則第4条第1項の規定による解散 平成15年10月1日登記 平成15年10月1日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

平成16年 2月 2日
 さいたま地方法務局
 登記官

渡 邊 游 喜 男



整理番号 エ258006

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

Certificate for All Closed Matters

40-2, Nisshincho 1-chome, Kita-ku, Saitama-shi, Saitama
Bio-oriented Technology Research Advancement Institution
Number of Company, Legal Body, etc.: 0300-05-001224

Name:

Bio-oriented Technology Research Advancement Institution

Location of Principal Office:

40-2, Nisshincho 1-chome, Omiya-shi, Saitama

Date of Establishment:

October 1, 1986

Matters Concerning Registration Records:

Dissolution according to the Supplementary Provision 4(1) of the Law for Partially
Revising the Rules of the Incorporated Administrative Agency, National Agricultural
Research Organization (2002 Japanese Law No. 129) on October 1, 2003.

Registered on October 1, 2003

Closed on October 1, 2003

This is a certification indicating all closed matters recorded on the registry.

October 21, 2003

Saitama District Legal Affairs Bureau

Registration Officer: Yukio WATANABE

D E C L A R A T I O N

I, Keiichi KOBASHI, of HIRAKI & ASSOCIATES, do solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English.
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct translation into English of the Certificate for All Closed Matters of Bio-oriented Technology Research Advancement Institution, a copy of which I attach herewith.

This 9th day of April 2004

Keiichi Kobashi

Keiichi KOBASHI

05-418

11

○圖 1 座落相

名称 独立行政法人政策技術研究機構

獨立行政法人農業、生物系特定産業技術研究機構

その他の事項
資本金 233,502,758,786円

申請人印

三

丁

田豐商丸〇

商 三) 名称 独立行政法人農業技術研究機構

独立行政法人農業技術研究機構

番号	従たる事務所	原因及び年月日	
		登記	年月日
1	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 中央農業総合研究センター	平成	年 月 日
2	新潟県上越市稲田一丁目2番1号	平成	年 月 日
3	茨城県つくば市観音台二丁目1番地18	平成	年 月 日
4	茨城県つくば市藤本2番地1果樹研究所	平成	年 月 日
5	静岡県清水市興津中町4-8-5番地6-1	平成	年 月 日
6	長崎県南高来郡口之津町乙954番地	平成	年 月 日
7	岩手県盛岡市下野川字鍋屋敷 92番地24	平成	年 月 日
8	広島県豊田郡安芸津町大字三津 字栗岡301番地2	平成	年 月 日
9	茨城県つくば市藤本2番地1花き研究所	平成	年 月 日
10	三重県安芸郡安濃町大字草生360番地	平成	年 月 日
11	愛知県知多郡武豊町字南中根40番地1	平成	年 月 日

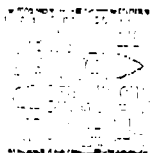
番号	従たる事務所 (支)	原因及び年月日	
		登記	年月日
12	静岡県藤原郡金谷町金谷2769番地	平成	年 月 日
13	鹿児島県枕崎市別府15451番地	平成	年 月 日
14	茨城県つくば市観音台三丁目1番地1 野菜茶葉研究所つくば野菜研究拠点	平成	年 月 日
15	茨城県稲敷郡笠峰町池の台2番地	平成	年 月 日
16	栃木県那須郡西那須野町 千本松768番地	平成	年 月 日
17	長野県北佐久郡代田町 大字塩野375番地716	平成	年 月 日
18	茨城県つくば市観音台三丁目1番地5	平成	年 月 日
19	北海道札幌市豊平区羊ケ丘4番地1	平成	年 月 日
20	鹿児島県鹿児島市中山町 字小牟田2702番地	平成	年 月 日
21	東京都小平市上水本町六丁目20番1号	平成	年 月 日
22	青森県上北郡七戸町字海内31番地	平成	年 月 日
23	北海道札幌市豊平区羊ケ丘1番地2	平成	年 月 日

支店欄 1丁

獨立行政法人農業技術研究機構	名稱	農三三三)
----------------	----	-------

獨立行政法人農業・生物・特定産業技術研究機構

從たる事務所		原因及び年月日	
番号	店	登記	年月日
24	北海道河西郡茅室町新生南9線4番地3	平成	年月日
25	北海道美瑛市字上美瑛8505番地	平成	年月日
26	北海道紋別市小向42番地8	平成	年月日
27	岩手県盛岡市下願川字赤平4番地	平成	年月日
28	秋田県大曲市四ツ屋字下古道3番地	平成	年月日
29	福島県福島市荒井字原宿南50番地	平成	年月日
30	秋田県仙北郡西仙北町利和野字上ノ台297番地	平成	年月日
31	広島県福山市西深津町六丁目12番1号	平成	年月日
32	香川県善通寺市仙遊町一丁目3番1号	平成	年月日
33	京都府綾部市上野町上野200番地	平成	年月日
34	島根県大田市川台町吉永60番地	平成	年月日
35	熊本県菊池郡西合志町大字須屋2421番地	平成	年月日
36	福岡県筑後市大字和泉496番地	平成	年月日
37	宮崎県都城市横町6651番地2	平成	年月日
38	福岡県久留米市御井町1823番地1	平成	年月日
39	鹿児島県西之表市安納1742番地1	平成	年月日
40	茨城県つくば市池の台2番地	平成	年月日
41	静岡県静岡市清水興津中町485番地6	平成	年月日
42	埼玉県さいたま市北區日進町一丁目40番地2	平成	年月日
43	東京都港区虎ノ門三丁目18番19号	平成	年月日
44		平成	年月日
45		平成	年月日
46		平成	年月日
47		平成	年月日
48		平成	年月日
49		平成	年月日
50		平成	年月日



登記官 鹿志村 攻

水戸地方事務局 出張所

平成15年10月7日

これは登記簿の謄本である。

TRANSLATION OF AN EXTRACT OF THE REGISTRY

Former Name: National Agricultural Research Organization

Present Name: Incorporated Administrative Agency National Agriculture and Bio-oriented Research Organization

Officials: Eitaro Miwa, President
Shinichi Kobayashi, Senior Vice President

Head Office: 1-1, Kannondai 3-Chome, Tsukuba-shi, Ibaraki, Japan

Cause of Registry: Establishment

Date of Registry: October 1, 2003

This is to certify that the above is an Extract of the Registry.

October 7, 2003

Tsukuba Branch of Mito District Justice Bureau

Registrar: Osamu Kashimura (seal)

D E C L A R A T I O N

I, Keiichi KOBASHI, of HIRAKI & ASSOCIATES, do solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese into English.
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct translation into English of the Extract of the Registry of Incorporated Administrative Agency, National Agriculture and Bio-oriented Research Organization, a copy of which I attach herewith.

This 9th day of April 2004

(C. Kobashi)

Keiichi KOBASHI